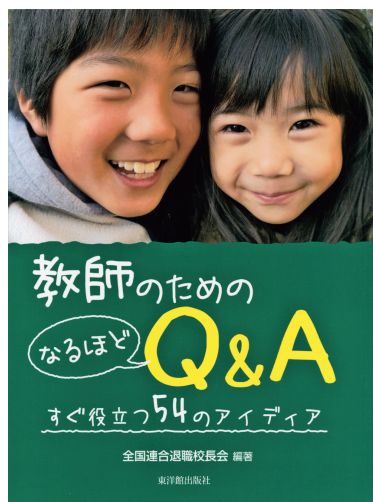


Ⅵ. 温故創新と全連退

おおむね 平成24年～現在

◆ 「教師のためのなるほど Q & A すぐに役立つ54のアイデア」の刊行 ◆

平成24年1月、全連退の新刊図書「教師のためのなるほど Q & A すぐに役立つ54のアイデア」が刊行された。この本の執筆者（本会会員）は、全都道府県に及びその分野のエキスパートとして活躍してきた方ばかりであることが大きな特色である。先輩諸氏の実践に裏付けられたその経験と知恵を、日々悩みながら学校で尽力されている現職の先生方のために提供されたもので、他の類似図書と一味違い、急所を押さえた「A」（アンサー）となっている。教育関係者のみならず、広くマスコミにも大いに注目され、書店においてもかなり多くの販売実績を上げた。



◆ 「各県退職校長会の概要」の合本 ◆

平成23年9月の常任理事会において、平成23年度の各県の「概要」を交換し、情報共有の必要を協議した。その結果、「各県の現状や特色ある活動」を紹介し合う意義が認められ、「全国に広めたい」との結論になった。

平成23年10月の第2回理事会において、平成23年度の「各県の概要」を作成・集約する趣旨説明があり、承認された。その結果、「各県退職校長会の概要」の本部への提出を依頼し、本部事務局の労作により合本され全国の退職校長会（52団体）へ送付した。このことは、現在まで毎年継続して行われている。

◆ 財務状況健全化検討会議と会務運営検討会議 ◆

全連退の組織を支え、その円滑な推進を図るため、財務状況の健全化を目指して、平成21年度から総務部内に財務状況健全化検討会議が設置された。主な検討事項は、会費の使途の吟味と予算編成の在り方であり、平成23年度には、被災地の会費納入免除申請取り扱いも行った。平成27年度現在も活動が継続されている。

また、平成23年度から、財務状況の健全化を踏まえ、組織の進化・充実を図る目的で会務運営検討会議が、総務部内に設置された。ここでは、部会・委員会の統合、理事会の構成、常任理事会の年間開催回数等が検討された。この会議は2年間継続し、この検討を基に平成25年度から本部組織の改革がなされた。

さらに、平成23年度から、組織拡大をねらいとした組織対策検討会議が総務部内に設置され、加入状況調査、会員組織の実態調査などを毎年実施している。

◆ 東日本大震災への対応 ◆

平成23年3月11日に発生した東北三陸沖を震源とする M9の大地震、それに伴う大津波、東京電力福島第1原子力発電所の事故は、全連退設立以来の悪夢のような大災害であった。本会としては、この地震、大津波、原発事故で犠牲になられた方々の霊のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々、被害に遭われた本会会員各位へのお見舞い・支援の呼び掛けをした。特に、各都道府県退職校長会に対し、見舞い状ならびに義援金を被災地各退職校長会宛に送付するよう呼び掛け、多くの都道府県がこれに呼応した。

◆ 会長、総会挨拶での決意（温故創新） ◆

平成24年6月8日の総会における会長挨拶の中で戸張敦雄会長は、「設立50年の伝統の中に、心構えを正して、『温故創新』、新しい道を拓いていくことを心に決め、平成25年度を目指して将来のあるべき姿を描き終え、基盤を強固なものにしていく方向に舵を切ってまいります」と述べ、会務運営検討会議の成果を得て、本部組織・機能のリニューアルを図る決意を語った。

◆ 本部組織の見直し ◆

平成23年度から2年間をかけて検討を重ねてきた会務運営検討会議からの提言を受けて、平成25年度から部会・委員会の統合と活動内容の見直しが行われた。まず、福利厚生部と生涯学習委員会を統合して、生涯福祉部とし、会報部内にホームページ担当を加えて広報部と改称した。また、教育課題委員会は、会長からの諮問に対して答申を行うことを中心に活動することを明確にするため、教育課題答申委員会とし、事業委員会は、出版事業に絞って活動することとして、出版事業委員会とそれぞれ改称した。この改編された組織に基づいて各部、各委員会は円滑に充実した活動を続けている。

○福利厚生部と生涯学習委員会	→	生涯福祉部
○会報部	→	広報部
○教育課題委員会	→	教育課題答申委員会
○事業委員会	→	出版事業委員会

◆ 「全連退リーフレット」の作成 ◆

かねてより全連退紹介用のリーフレット作成の要望が寄せられていた。そこで、全国連合退職校長会の「使命」や「活動」を明確にし、分かりやすく示し、全国の幼小中高校特別支援学校及び国民にその存在を示すとともに、校園長退職後、退職校長会へ加入することを促すために、平成24年9月にリーフレットを作成した。

その内容は、退職校長会の事業活動を①教育の振興、教育の充実に寄与②教育諸条件の整備充実にの要望・提言③世論の喚起「教育の日」制定推進④会員の福利厚生者の充実⑤社会貢献、生涯学習の実践、の5つの柱にまとめられ、さらに「退職校長会への入会の勧め」も加えられた。

平成24年10月2日の事務局長会でリーフレットの配布について希望部数を募ったところ、全国から11,000部を超える配布希望があり、12月下旬に会報186号と共に各事務局に送付された。その後、各県で新入会員の勧誘、教育行政への退職校長会の紹介等に有効に活用されており、平成26年12月には増刷されたリーフレットが再び配布希望の県に送付された。

◆ 教員免許制度の改革 ◆

平成24年8月26日、中教審は「教職生活の全体を通じた教員の資質向上の総合的な向上策」について、文部科学大臣に答申した。その中で、教員免許制度の改革の方向性として、基礎免許状、一般免許状、専門免許状（いずれも仮称）の創設を提言している。

基礎免許状は、学士課程修了レベルで取得する。一般免許状は、1～2年程度の修士レベル課程での学修を標準とし、採用後の初任者研修と連携した修士レベル課程の学修により取得することもできるとしている。専門免許状は、特定分野に関して、実践の積み重ねによる更なる探究により、高い専門性を身につけたことを証明するものである。

それに先立ち、5月15日に中教審教員の資質向上特別委員会が「審議のまとめ」を発表し、その内容に関して意見募集を行った。全連退としても意見を4ページにまとめて提出した。その中で、教員免許制度に関する内容にはおおむね賛意を表した。

◆ 国会へ初めての教育予算陳情 ◆

平成25年9月13日、全連退として初めての国会陳情を行った。対象を衆議院文部科学委員会の委員長を中心に理事9名と文部科学副大臣2名、同政務官2名とした。

陳情の内容は、①震災被害への復旧・復興の加速化②公財政教育支出のGDP比5%以上

全連退リーフレット

教育の振興・充実

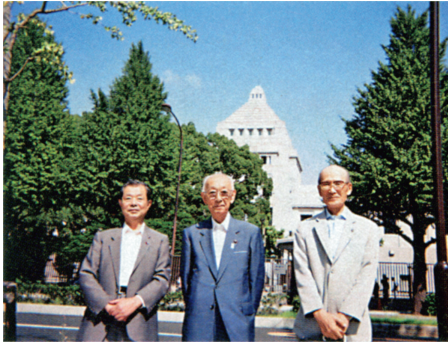
会員の福祉向上



「教育の日」の制定・推進

教育世論の喚起

全国連合退職校長会



③義務教育費国庫負担を2分の1に復元④35人以下学級の推進等であった。

戸張敦雄会長、木山高美総務、徳永裕人事務局長の3名が、各議員会館を訪問し、会長より要望書の重点事項について説明し、理解と尽力を要請した。

なお、地方出身の衆議院文部科学委員会委員に対しては、各選挙区の地元において、各都道府県退職校長会の手で陳情活動を行った。

◆「未来を拓く学校の力—地域と学校の心触れ合う教育活動—」の発刊◆

＜全連退設立50周年記念出版＞

現在、学校教育へのさまざまな期待と課題の指摘がある中で、これまでの半世紀にわたる全国の初等中等教育の優れた実践を掘り起こし、学校教育の不易の精神と伝統ある指導力を見直し、地域の伝統・文化と学校教育についてその一端を一冊の図書として残しておこうと今回の出版が企画された。全国各地の地域性（郷土色）の滲む特色ある教育活動とその成果を計50例にわたり掲載したものである。内容は、郷土の偉人・歴史・文化、地域の特色を生かした教育活動、3.11災害を踏まえた防災・減災教育、さらに当面する現在の教育課題等、多岐にわたっている。この本は、平成27年1月に刊行された。

◆道徳の教科化◆

平成25年には、政府の教育再生実行会議が「道徳の教科化」を提言した。それを受けて中央教育審議会も課題を整理し、検討を始めた。

この問題に対して全連退では、会長の諮問を受けた教育課題答申委員会が、全都道府県退職校長会から寄せられた意見を集計・分析し、会長に答申した。その後、会長名で「道徳教育の充実に関する懇談会」の鳥居泰彦座長に、道徳を新たな枠組みによって教科化することについての意見書を提出した。

その中で、新たな枠組みによって道徳を教科



化することに賛意を表し、①現行の道徳教育の基本的な考え方を堅持し、学校教育全体を通じて行うことを再確認②道徳の授業は主として学級担任が担当する。免許状は新設しない③道徳の評価は、数値・記号による評価はしない。現行の児童（生徒）指導要録に「道徳の記録」欄を設け、評価の基準・記述方法を示すことなどを掲げた。

その後、中教審は平成26年10月21日、「道徳に係る教育課程の改善について」を答申した。答申の内容は本会の意見書とほぼ同じであった。

◆ いじめと体罰対策 ◆

平成25年2月26日、教育再生実行会議は第一次提言として、「いじめと体罰対策」に関する提言を行った。その中で、いじめ防止対策基本法の制定やいじめの解決を図る第三者組織の設置を求めた。その後、議員立法による「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月21日に成立した。これによると、「いじめ防止基本方針の策定」を国と学校に義務付け、学校は、いじめ防止対策のための組織を設置することとなった。

また、平成25年3月13日には「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知を文部科学省が発した。その中で、体罰行為、認められる懲戒、正当な行為を明示し、学校は指導体制を構築するよう指示した。

◆ 教育委員会制度改革 ◆

教育再生実行会議の第二次提言として、「教育委員会制度の在り方について」の提言が平成25年4月15日に行われた。それによると、首長は、教育行政の責任者として新教育長を任免し、新教育委員会は、教育の方向性を示すと共に執行状況をチェックする機関とした。中教審の教育制度分科会での審議において、教育再生実行会議の提案をA案とし、B案として、首長が新教育長を教育行政の責任者として任免することは同じだが、教育長は新教育委員会の補助機関であり、教育委員会は基本方針の限られた事項について審議決定を行うとともに、教育長の事務執行のチェック機関とする、という案を公表した。

全連退としては、平成25年11月20日に、中教審の教育制度分科会会長に対して、B案を支持するという趣旨の意見具申を行った。

平成25年12月10日、中教審の答申案が公表された。それは、首長を教育行政の決定権限を持つ執行機関とし、教育長は首長の下で実務を取り仕切る補助機関、教育委員会は首長への勧告権を持つ特別な付属機関とするものである。一方で、首長を執行機関とする案には異論も多いため、教育委員会を執行機関とする現行制度に近い考えも付記した。

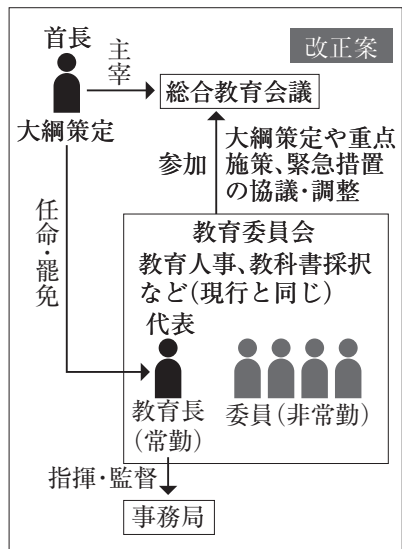
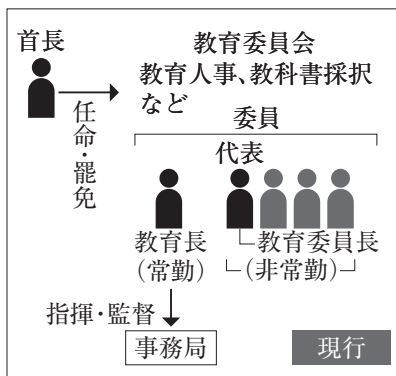
その後、自民、公明両党の教育委員会改革に関するワーキングチームは平成26年3月12日、首長の教育行政への権限強化のために、教育委員長と教育長を統合して、新「教育長」を設

け、首長に任免権を与えることを柱とした改革案で合意した。政府は4月上旬に閣議決定し、教育委員会制度を見直す地方教育行政法改正案が、平成26年6月13日に成立した。これは平成27年4月1日から施行された。

教育委員会制度改革の骨子

- ・教育委員長と教育長を一本化し、「教育長」を新設する。
- ・首長が議会の同意を得て任免する。
- ・教育委員会は、引き続き教育行政の最終決定権を持つ執行機関とする。
- ・首長が主宰する「総合教育会議」を自治体に設置する。
- ・総合教育会議では、教育行政の大綱を策定するほか、予算、条例に関わる重要な教育施策の方向性、緊急事態への対処を協議する。
- ・教科書採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事は、教育委員会の専権事項とする。
- ・いじめ自殺などの再発防止を国が教育委員会に是正指示できるよう、地方教育行政法を改正する。

教育委員会制度改革のイメージ



◆ ホームページのリニューアル ◆

本会のホームページは、平成17年に開設したが、ページの幅が旧型のため情報量が少なく、適時性、即時性、対応にやや難があった。

設立50周年を迎えるにあたり、記念事業の一つにホームページのリニューアルを行うこと

として、平成25年6月に「ホームページ検討作成委員会」を設置し、1年間をかけて検討を行った。その結果、全国会員への情報発信と本会の使命・存在感を高揚するためなどの工夫をして、平成26年4月1日からデザイン・コンテンツ等を大幅に刷新して再出発した。ホームページの運営は、現在、広報部で担当している。



◆ 大学入試制度の改革 ◆

教育再生実行会議の第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」が平成25年10月に行われた。これを受けて中央教育審議会が検討を重ねた結果、平成26年12月22日に「新しい時代にふさわしい大学入学者選抜について（一部略）」を下村博文文部科学大臣に答申した。

答申は、現在の大学入試を「知識の暗記・再生に偏りがちだ」と指摘し、今後求められる「思考力」「主体性」「協働性」などを総合的に評価することが必要だとした。学力評価については国がセンター試験を衣替えして実施する共通テスト「大学入学希望者学力評価テスト」（仮称）を活用する。テスト結果は段階別に評価する。年複数回実施し、教科の枠を超えた「合科目型」「総合型」の問題も出題し、難易度の幅も広げる。

各大学は個別に小論文や面接、集団討論などを実施し、これを評価テストの結果と合わせて合否を判断する。

一方、高校教育において共通に身に付ける目標を明確にし、基礎的学力を確実に育成することを目的に、「高校基礎学力テスト」（仮称）を設け、高校2、3年で複数回実施する。必修科目を想定し、成績は段階別で評価する。できるだけ多くの生徒がこの達成度テストを受験し、学習改善につなげていくねらいがある。また、このテストの結果を推薦入試、AO入試（出願者の高校時代の活動や面接・小論文・推薦状などにより合否を決める）、就職などにも活用できるようにする。新制度は2021年度春（6年後）入学者が対象の入試からの導入を目指している。

これに対し、現場の普通科高校の校長会の反応は、新テストに「期待できない」という意見が多く、複数回実施については反対が3分の2に達している。実施する時期は「高校3年2学期」からと答えた校長が約50%、「高校3年1月から」が30%だった。（毎日新聞平成26年12月19日）

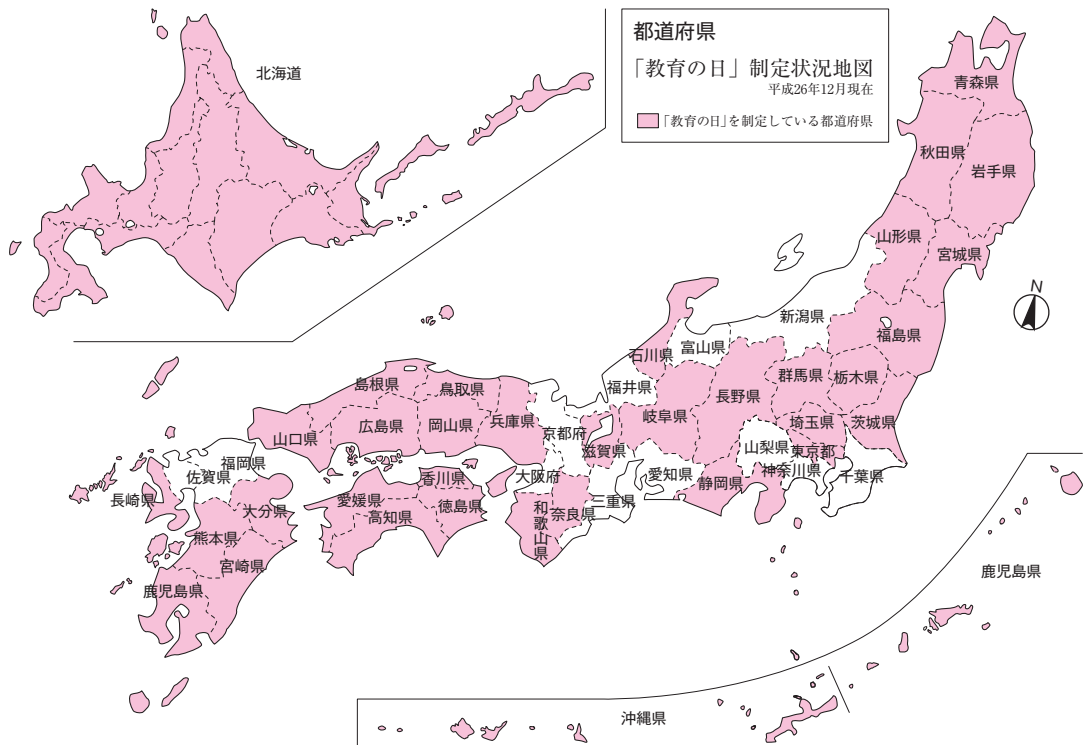
このように大学入試制度改革は多くの課題を抱えている。全連退としても情報収集・分析に努め、意見をまとめ、関係各機関に積極的に意見具申・要望等を行っていく予定である。

◆ 「教育の日」 制定状況 ◆

全連退は、平成8年6月より「教育の日」制定を目指した活動を開始した。平成10年6月に「教育の日」制定推進委員会が設置され、全面的に活動を開始した。

それ以後16年が経過し、「教育の日」を制定する都道府県や市区町村の数は毎年着実に増加していき、平成26年12月現在では35都道府県、98市、59町、9村、1区に及んでいる。

「教育の日」が制定されている都道府県において、中央大会が実施されているところが20都道府県あり、その行事内容の主なものは、記念講演、シンポジウム、パネルディスカッション、表彰、児童生徒の舞台発表などである。また、「教育の日」と小学校、中学校とのかかわりをみると、「都道府県教育の日」前後の教育週間・教育月間に「教育の日」を冠した諸活動が行われている。主な内容としては、授業参観、学校公開、文化祭、学習発表会などがあげられる。



◆ 小中一貫教育の推進 ◆

教育再生実行会議は平成26年7月3日、第五次提言として「今後の学制等の在り方について」を公表した。その中で、小中一貫教育を制度化するなど、学校段階間の連携、一貫教育を推進するものとした。そして、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うこと

ができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定することなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにすることを提言している。

これに合わせるように、文部科学省は平成26年9月19日、全国の国公立学校の小中一貫教育に関する初の実態調査の結果を公表した。それによると、小中一貫教育を導入している1,130事例のうち約9割が、学力向上や不登校の減少など何らかの成果があったと回答したが、小中の教職員間の連携の時間不足や教職員の負担増などの課題も挙げられている。

平成28年度からの小中一貫校制度化へ向けて検討を進めている同省は「小中連携の効果が示された。課題解決も含め、今後の制度設計に生かしたい」としている。平成27年1月現在、中央教育審議会で制度設計を議論しているが、戦後の日本の教育制度を大きく見直すことになることなので、慎重な審議が求められる。（平成27年6月学校教育法改正案が成立）

◆ 50年を振り返って ◆

昭和30年代の後半から40年代の初頭にかけて、各都道府県において退職校長会が組織され活動が進められていた。そうした中で、教育界に混乱が見られ、教育の正常化のため全国組織でこれに対処する必要があるとの声が高まり、昭和40年に「全国連合退職校長会」が設立され、活動が開始された。

設立当初は、「組織の強化・拡充」と「教育の正常化」に関わる基本的な調査、生活基盤となる「恩給・共済年金問題」への取り組みが中心となった。

爾来50年が過ぎ、その間、歴代会長や役員らの努力や工夫、各都道府県退職校長会との連携・協力を得て、着実に組織が充実し、活発な活動が行われてきた。

21世紀に入り、教育改革の流れがますます加速する中で、全連退は、教育改革に関して積極的に新たな提言・発言を行ってきた。とくにこの10年間は、教育振興への寄与をはじめ、会員の福利厚生、会員数の確保等のために、さまざまな提言や提案を行ってきた。

全連退は、これからも常に児童生徒のために、その教育に当たる校長や教職員のために、どうすれば退職校長会として力になっていけるのかを考え、また、会員相互の充実した生き方、福利厚生の拡充を目指して、各都道府県退職校長会との連携を深め、より一層充実・発展していく所存である。

設立50周年記念事業

記念式典・祝賀会挙行、ホームページの改訂、記念出版「未来を拓く学校の力」の発行、50周年記念誌の発行、「家庭教育の指針」リーフレット発行